「2014みやぎアクション」の「女川原発の再稼働に関する公開質問」と東北電力回答対照表

質問（2014.3.17）	東北電力回答（2014.4.11）
1、3年前の震災時の状況や、原発へのダメージなどについて、これまで明らかにしてこなかった点の情報公開を求める。	
①　震災時の状況については、HPなどで公開はされているが、そこには写真などは非常に限定されたものしかない。中越沖地震の際の柏崎刈羽原発での被害の公開に比べても、全く少ないのではないか。まだ公開していない写真や動画があればすべて公開してほしい。	①　地震、津波による発電所設備への被害状況に関して、法令や安全協定に基づく報告対象トラブル（5件）につきまして、関係機関への報告にあわせて公表しております。また、それ以外（トラブル以外）で確認されている主要設備への軽微な被害については、毎月公表しています「女川原子力発電所の状況」において、被害時の状況や、復旧後の状況等を写真や図をもちいた資料により、その状況を公表しております。これら以外としては、例えば足場材などの敷材のはずれや落下、照明機器や天井板の破損や落下などといった、地震に伴う一般的な事例であり、これらの内容を個別に公表することは考えておりません。今度とも、公表すべきものについては、適切に対応して参りたいと考えております。
②　貴社はHP上で「女川原子力発電所の状況」として、定期点検の実施状況について公表しているが、これでは実際に震災によりどれだけの影響を受けたのか全く分からない。なかでも女川原発はかねてからひび割れや配管の減肉などの問題を抱えていたが、今回の震災で、それらの箇所がどのような影響を受けたのかが不明だ。それらも含め、今回の数百ヶ所にわたる点検の結果、最も肉厚の薄かったところはどれくらいか数値で公表してほしい（号機ごと）。また、「女川原子力発電所の状況平成26年1月分」では、「ひび」「傷」等の軽度の事象はないとのことだが、これまでの点検でひびは全く見つかっていないのか？　もし見つかっていたならば、最大でどれほどの長さだったのか明らかにしてほしい。	②　定期検査などにおいて確認されたひび、傷の状況は、毎月公表しています「女川原子力発電所の状況」において、これまで公表している通りであります。配管減肉にかかわる点検では、地震以降これまで問題となるものは確認されておりません。また、この中ではあわせて、津波・地震による発電所設備の状況として被害の状況や、復旧後の状況等を写真や図をもちいた資料により、その状況を公表しております。
③　さらに、東京電力は福島原発事故について「事故報告書」を作成しているが、東北電力では「報告書」は作成しないのか？　女川原発も一歩間違えれば福島原発と同じ状況になったことは明らかであり、やはり「事故」だったことには違いない。作業員の行動や、本社と現場のやりとりなど、女川原発で何が起こっていたのか、後世のためにも詳しい報告書の提出を求める。	③　東北地方太平洋沖地震・津波に関する女川原子力発電の状況については、これまでに確認された法令や安全協定に基づくトラブルの原因と対策を含めた形で報告書としてとりまとめて関係機関へ提出しております（平成23年5月）。

2、今回の申請は、なぜ最新の3号機ではなく、2号機なのか？

震災当時、1号機と3号機は稼働しており、2号機は定期点検を終え稼働準備中だった。そのことが3号機ではなく2号機を先行した理由であるならば、2号機と3号機の震災による影響の違いを明らかにしてほしい。何が違ったのか？　3号機のほうがより大きなダメージを受けたということなのか？もしそうであれば、その具体的な点を明らかにしてほしい。	女川2号機は設備復旧が最も早く、他号機に先行して耐震工事を実施してきたことから、基準地震動SSの見直しに伴う耐震評価や申請書作成に必要な現場調査が進めやすく、他号機に先駆けて申請準備が整ったプラントであるため、先行して申請したものであります。

3、基準地震動を変更してきたことへの反省はないのか？　また、基準地震動以外に耐震設計にたいする基準はないのか

①　女川原発の耐震基準は、250ガル（S1）・375ガル（S2）→580ガル（SS）→1000ガルと何度も変更してきた。2005年8月の宮城県沖地震の前から、東北電力は、「およそ現実的ではないと考えられる限界的な地震による基準地震動S2」、という言い方で、375ガルの耐震基準を設けてきた（S1は250ガル）。しかし、宮城県沖地震に続き、東日本大震災、さらに2011年4月の余震と、10年の間に3度も基準地震動を超える地震に見舞われてきた。これは、東北電力の見通しの甘さ＝貴社が論拠にする「科学的根拠」の誤りが露呈したものではないのか？基準が甘かったことに対する反省や謝罪はないのか？1000ガルを超える可能性＝「残余のリスク」についてはどのような対策を考えているのか？	基準地震動の策定にあたっては、その時点における最新知見などを考慮して検討してきました。過去には自主的な耐震裕度向上工事も行い、地震に対する安全性向上へ取り組んできました。3.11地震、および4.7地震が、1号機2号機3号機の原子炉建屋の各階で観測された最大加速度値は、基準地震動SSに対する最大応答加速度値を一部上回っているものの、ほぼ同等以下でありました。また発電所は設計通り安全に停止し、主要設備の機能が維持されていることを確認しております。今回の基準地震動の見直し（SS1000ガル）に関しては、3.11地震、4.7地震が基準地震動SSD（580ガル）を一部の周期帯で超過した要因分析結果といった知見や、新規制基準の要求事項を踏まえております。また、残余のリスクも考慮して基準地震動SSに対しても十分耐えうる裕度を確保するよう、設備の耐震工事に取り組んでいるところであります。また、当社原子力発電所は、福島第一発電所の事故等を踏まえた電源や冷却機能の確保策を始め、各種対策もすすめており、発電所の安全性向上を図っております。
②　また、東日本大震災がそうであったように、地震の影響は瞬間的な最大の地震動だけによるのではなく、その時間的長さ・頻度にも大きく左右される。そうした、基準地震動の大きさ以外の基準は設けていないのか？	設備の耐震評価においては、基準地震動の大きさだけではなく、地震時に繰りかえされる揺れの大きさや時間の長さを考慮し、設備の耐震性が確保されるかどうかを確認しております

4、フィルター付ベントについて、万が一の事故の際、最大どれだけの放射能が外部に放出されるのか？　また、どのような条件でベントの決定がなされ、それは事故からどれくらいの時間が想定されているのか？　新たな設備として「フィルター付きベント」の設置が義務づけられ、貴社も設置への準備作業を始めているが、その具体的な運用については全く不明である。以下の点を明らかにしてほしい。

①　事故の際、どのような条件で「ベント」の作業に入るのか？その基準は？	フィルター付格納容器ベント設備は原子炉格納容器内の圧力が上昇した際に、圧力が上昇しすぎて格納容器破損を防止すること等を目的に設置するものです。事故後にフィルター付格納容器ベント装置を使用するのは、格納容器破損防止対策の有効性評価において、原子炉格納容器の限界圧力の到達地点と評価しております。
②　「フィルター付きベント」の作動について、リアルタイムで住民・国民に知らせるのか？	フィルターベントの使用にあたっては、住民避難などの防護措置を行う自治体と十分に協力しておこなう必要があると認識しており、万一フィルター付格納容器ベント設備を使用する場合には、関係機関への連絡等を実施することとなり、住民への広報がなされるものと認識しております

③ もし「フィルター付きベント」を作動させると、どれほどの放射能が環境に撒き散らされると想定しているのか？その場合、原発周辺、また、周辺自治体は果たして何mSVほどになるのか？　それが、それぞれの地点に何分くらいでプルームが到達するのかというシュミレーションはしていないのか？	事故後にフィルター付格納容器ベント装置を使用するタイミングについては、原子炉格納容器の限界圧力の到達時点と評価しており、どの程度の時間で、どこの地点までプルームが到達するかといったシュミレーションは行っておりません
④ その場合、避難するか屋内退避かは、何で決まるのか？基準はあるのか？	住民の避難計画については、各自治体によって策定されるものでありますが、当社から原子力災害対策指針に基づき、発電所の施設状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に区分して通報を行うこととしております。フィルター付格納容器ベント設備の使用に至るような事態が発生した場合にはフィルター付格納容器ベント設備使用前に、冷却機能の異常（給水機能喪失、残留熱除去機能喪失）に該当する事象が発生した段階で、原子力災害対策指針等に基づき、屋内退避や避難が行われるものと認識しております

5、震災からの復旧もままならない中で、なぜ申請を出したのか？　震災の教訓を学んでいないのではないか

震災から3年になっても、沿岸部の復興・復旧は遅々としてすすんでいない。そのような中では地域の防災計画の策定もままならないのが現実だ。事実、先の県による原子力防災避難訓練でも、復旧が進んでいないことを理由に「震度5」レベルの想定で、しかもほとんどの住民が参加できない状況だ。これでは、もし女川原発で事故が起こった場合、とりわけ地震・津波とあわせた原発震災が起こった場合は、住民は逃げることが非常に困難であることは火を見るよりも明らかだ。震災の教訓は、いかにして住民を安全な場所に迅速に逃がし、十分な避難体制をとることができるかというところにある。それは地震・津波だけではなく、大雪や台風、竜巻など最近の異常気象による影響も大いに考慮しなければならない。それに対する万全の態勢がとれていない中での再稼働への動きは、東北電力の経済的利益のために住民の命や生活の営みを犠牲にするものといっても過言ではない。しっかりした地域・広域での防災計画と、その実施可能な態勢の確立ぬきに再稼働するべきではないと考えるが、貴社としてはどのように考えるか？	申請を行う理由ということで、当社として世界最高水準の安全レベルをめざした新規制基準が施行されたなかで、当社が進めている安全性向上にむけた取組について、この基準への適合性審査を原子力規制委員会から技術的・専門的観点からうけることは重要と認識しており、今般女川原子力発電所の基準地震動SSを見直し、設備耐力の評価にメドがついたことや、設備の確認・復旧がより早く耐震工事が進んでいる女川2号基について申請を行ったものであります。また、立地自治体の地域防災計画（原子力災害対策編）については、原子力災害対策法（原災法）の改正や原子力防災対策指針の内容を踏まえた修正が行われ、UPZ圏内の自治体（県内5市町）においても計画の新規策定を行っております。当社は関係自治体の地域防災計画と整合をとりつつ、福島第一原子力発電所の事故の知見を踏まえ、防災体制を強化すべく、原子力事業者防災業務の修正内容について、立地自治体や県を通じてUPZ自治体のご意見を伺った上で、原子力防災業務計画の修正を行っております。住民避難計画に関しては、各自治体において検討中であり、当社としても避難計画の重要性は認識していることから、自治体からの要望をお伺いしながら、積極的に協力していきたいというふうに考えております。

6、30km圏内の自治体と安全協定を結ばないのはなぜか？　地域の声を聞くことはないのか？

今回の福島原発事故が明らかにしたことの一つは、いったん事故が起こるとその影響は立地自治体に留まらない、ということだ。飯館村などは原発から50kmも離れていたにもかかわらず、高線量のためいまだに人が住むことができない。本当に悔しい思いではないだろうか。したがって、原発の再稼働に際しては、立地自治体のみならず、その周辺の自治体や住民の意見を聞き、納得してもらうことが、電力会社の最低限の義務と考える。 なかんずく、原子力規制委員会でもUPZに指定された原発から30km圏内の自治体との安全協定の締結は、まさに最低限中の最低限の義務だ。現在、宮城県・女川町・石巻市と結んでいる中身と同様の安全協定を結ぶことが、まず何よりも求められていると考えるが、貴社はどう考えるのか？ 「『地域の皆さまのご理解を得ながら進めていくこと』が重要と考えております」（東北電力ニュース）というのは言葉だけか？	当社としては、世界最高水準の安全レベルを目指した新規制基準が施行された中で、当社がすすめている安全性向上に向けた取り組みについて、この基準への適合性審査を原子力規制委員会から、技術的・専門的な観点から受けることは重要と認識しており、新規制基準への適合性の確認ができるだけ早期になされることは確実な安全確保を図っていく上で重要であると考えております。UPZ自治体との協定は継続して協議中でありまして、今後関係する方々と引き続き協議を行い、ご理解を頂いた上で締結できるように努力していきたいと考えております。UPZ自治体との協定は、原子力防災に備えた対策をより有効に機能させる観点から、日頃より原子力発電所の状況の情報提供や、異常時の情報連絡を行うことによりまして、UPZ自治体の発電所の状況をよりご理解いただくことを目的に締結するものと考えております。地域住民のみなさまに対しましては、今後とも地域の方々の声をしっかりと受け止めて、日頃からの対話を積み重ねるなど、従来にもまして丁寧な取り組みに努めていきたい、と考えております。

7、原発から出る使用済核燃料の最終処理方法が決まっていないのに再稼働するのは倫理違反ではないか？

小泉元首相なども主張しているが、現在国内では原発からでる使用済核燃料の最終処理方法が確立していない。六ヶ所再処理工場も稼働がままならず、また仮に稼働したとしても、そこから出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場もまったくメドがたっていない。現在、宮城県では福島原発事故による特定廃棄物の最終処分場の建設をめぐり、3か所の候補地の案がだされたが、いずれの地域でも大きな反対運動が起き、住民の不安と怒りが巻き起こっている。原発から出る核のゴミの放射能レベルは、特定廃棄物の比ではなく、まさに決定するのは至難のわざと言わざるをえない。誰でも、故郷を核のゴミ置き場にしたくはない。原発を動かすということは、確実にこのような核のゴミを増やすことになることは誰でも分かる。産業廃棄物でも「排出者責任」が問われているなかで、核のゴミについて、その排出者である電力会社に責任が問われるのは当然だと思うが、どうか？ これ以上使用済核燃料（＝核のゴミ）を増やすことは次世代への負の遺産を残すことになり、倫理的に許されないのではないか？	当社として、原子力発電は安全確保を前提にした上でエネルギーの安定確保や低炭素社会の実現、さらには経済性の観点から今後とも重要な電源であると考えております。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、原子力発電環境整備機構（NUMO）を中心に、地点の公募を行い、我々電気事業者も最終処分地や地層処分の必要性を訴えてきましたが、これまで具体的な進展が得られなかった状況を踏まえ、昨年（2013年）12月には、国が前面に立って、最終処分に向けた取組を進めるという方針が示されております。当社としても、NUMOとの連携をさらに強化し、地層処分事業について国民の理解を得られるよう取り組んでいきたいと考えております。